

療養通所介護

1 事業概要

難病，認知症，脳血管疾患行為症等，又はがん末期の要介護者などで，サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要な者に対して，医療機関や訪問看護サービス等と連携して入浴，排せつ，食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス

2 人員，設備基準の概要

(1) 定員 18人以下

(2) 人員基準

職 種	員 数 ・ 資 格
看 護 職 員 又 介 護 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の数が 1.5 人に対し，提供時間帯を通じて 1 人以上 ・ 1 人以上は常勤専従の看護師
管 理 者	常勤専従 1 人（看護師でなければならない） ※ 訪問看護の従事経験を有していること ※ 管理上支障がない場合，当該事業所の他の職務，又は同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事可

(3) 設備基準

設 備	面 積 等
療 養 介 護 を 行 う 専 用 の 部 屋	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用定員×6.4 m²以上 ・ 明確に区分され，他の部屋等から完全に遮蔽されていること
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（消防法等に定められた設備）	